## 流通繁忙期における商品量目立入検査の結果について

私たちの生活の中には「計ること」がたくさんあ ります。それに伴っていろいろな「計り」があります。 もしもその「計り」が正確な値を示さなかったり、 正しく使われていなかったら私たちの生活はどうなる でしょう。

消費生活センターでは計量法に基づき、消費者が 安心して買い物ができるよう、流通繁忙期の中元時 期・歳末時期に量販店などで立入検査を行ったり、 計量器の定期検査を行っています。

今回は、中元時期に実施した「商品量目検査」の 結果をお知らせします。

市内の流通業4事業所に対し、生鮮食料品を中心に 商品の量目が正確に計量されているかどうか検査し ました。総検査件数は225件で、そのうち法定の 量目公差を超えて不足している商品は0件でした。 もし不足が確認された場合は、店頭からの回収と 再計量の指示を行うとともに、再発防止のため適正 計量の指導を行います。

過量については、消費者の不利益にならないため 法規制はありませんが、+10%を超えるものは指導の 対象としています。

消費者の皆さんが毎日の買い物のなかで、賞味期限 や価格と同様に商品量目にも関心を持たれることが、 販売店側の自覚を促し、適正計量の推進に役立つもの と思われます。

※量目(りょうもく):はかりにかけてはかった物の重さ

### 計量器の定期検査

取引または証明に使用する「はかり」は、計量法に より2年に1回の定期検査をうけることが義務付けさ れています。

この検査に合格すると、「定期検査済証印」が貼られ、 以降2年間は取引や証明に使用できるようになります。





# 消費生活センターからのお知らせ

姫路市消費生活センターでは、市民からの消費生 活上のご相談を電話又は来所で受け付けています。

受付時間などは下記のとおりです。相談は契約書を 見せていただいたり、契約時にどのようなやりとりが あったかなどの詳しい話をお聞きしながら対応させて いただきますので、メールでの相談は受け付けて おりません。

平日は仕事があるので相談できないという場合は 右記の相談窓口をご利用ください。

※土日・祝日の相談窓口は緊急避難的な助言を主に 行っており、原則、即日回答のみとなります。

## 消費者ホットライン **27 188(イヤヤ)**

10:00~16:00 (土曜・日曜・祝日) ※年末年胎は除く

アナウンスに従って操作してください。操作ができない人は、 そのままお待ちください。最寄りの消費生活センターにつな がります。IP電話など、一部の電話からはつながりません。 詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページ http://www.kokusen.go.jp/map/weekend\_madoguchi.html をご覧ください。

## 相談専用電話 (07<del>9</del>)-221-2110

(姫路市に在住、在勤の方に 限ります。事業者からの 相談は受け付けていません。)

## ◆◆消費生活上のご相談、お問合わせは◆◆

# **姫路市消費生活センター**

姬路市安田四丁目1番地(姫路市役所1階) 【ホームページアドレス⇒http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212110】 ※メールでの相談は受け付けていません。

受付時間•月曜日~金曜日 9時~17時

ひっめっじっし

- もくじ 「エシカル消費」できることからはじめてみよう
  - ●特集「いろいろな支払方法と電子マネーについて」
  - ●流通繁忙期における商品量目立入検査の結果について
  - ●消費生活センターからのお知らせ

# 2017年下半期号

発行 姫路市消費生活也少夕一



# 「エシカル消費」できることからはじめてみよう。

「エシカル消費」とは、人や社会、地球環境に配慮したものやサービスを選んで消費することです。 今回は、「エシカル消費」に関わるものを、2つご紹介します。

ちょっと待って!地球が泣いているよ。

# **廃**家電や組大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないで…。





廃棄物を無許可の回収業者に 引き渡すと、法を守った適正な 処理が確認できません。

> 例えば、廃棄物を海外に運んで 必要なものだけを利用し、後は

環境対策を行わずに破壊・・・。フロンガスや鉛 などの有害物質が放出され、地球の温暖化や環境 破壊につながってしまいます。

ご家庭の廃棄物を回収できるのは、「一般廃棄物処 理業の許可」を持つ業者や市から委託された業者です。

産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では回収で きません。廃家電や粗大ごみなどの廃棄物は、姫路 市が案内するルールで処分してください。

処分方法がわからな

いときは、

リサイクル推進課 (**221-2404**) へ。



## 持続可能な社会の実現に貢献!食品ロス削減に向けた食品業界の取り組み

まだ食べられるのに賞味期限切れ、 売れ残りや食べ残しなどを理由に捨て てしまう「食品ロス」。日本では、2014 年度に621万トンの食品ロスが発生 しており、これは世界全体の食料援助 量の約2倍に匹敵します。

こうした中、食品業界に食品口スを削減しようと する取り組みが広がっています。

## □賞味期限の延長

製造方法や容器包装を改良することにより、 賞味期限を延長する動きが広まっています。 災害用として家庭に備蓄しておける期間が 長くなるという利点もあります。

## □賞味期限表示を「年月日」から「年月」へ変更

製造日から賞味期限まで3カ月を超える商品は 年月での表示が認められ、飲料や調味料などの メーカーで取り組みが進んでいます。

【メリットは?】

- ・賞味期限の1日の違いにこだわる消費者が減る。
- ・小売店において、商品補充時の作業が軽減する。
- ・1カ月分の在庫をまとめて管理できる。
- ・トラック輸送回数が減ることにより、CO2 排出量を削減できる。

賞味期限が切れた食品がすぐ食べられなくなる わけではありません。すぐに廃棄せず、自分で食べ られるかどうか判断することも大切です。保存や 調理方法を工夫し、無駄な廃棄を少なくしましょう。